

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分） 実施要綱

### 1 事業の目的

障害福祉サービス等は障がい児者やその家族の生活を支え、障がい児者の健康を維持するうえで必要不可欠なものである。

そのため、障害福祉サービス等が新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い障がい児者に対する接触を伴うサービスであることを踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを継続して提供する体制を構築する必要がある。

これを背景に、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら障害福祉サービス等の継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

また、県は障害福祉サービス事業所・施設等に対し、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービス等を継続的に提供するための補助を実施する。

さらに、障害福祉サービス事業所・施設等に対し、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組みについて補助する。

各事業については、岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援（障害福祉サービス等分）補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### 2 事業内容

#### （1）障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

（慰労金名：障害福祉慰労金（慰労金））

障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス事業所・施設での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対し、慰労金を支給する。

##### ①支給対象者

（i）慰労金の支給対象となる職員は、（ア）及び（イ）に該当する者とする。

（ア）全ての障害福祉サービス事業所・施設等（通所系サービス事業所（※1）、短期入所サービス事業所、障害者施設等（※2）、訪問系サービス事業所（※3）、相談系サービス事業所（※4）をいう。以下同じ。）及び障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（支給対象施設・事業所に準ずるものに限る。）であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所（※5）（以下、これら施設・事業所を総称して「支給対象施設・事業所」という。）に勤務し、利用者と接する職員

- ※ 1 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
- ※ 2 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- ※ 3 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問、居宅型児童発達支援
- ※ 4 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- ※ 5 移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、盲人ホーム

(イ) 次のいずれにも該当する職員

(a) 支給対象施設・事業所で10日以上勤務した者

※ 「10日以上勤務」とは、支給対象施設・事業所において勤務した日が、令和2年2月18日から令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

※ 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

※ 既に退職した職員も対象となる。

(b) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いた職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる）

(ii) 慰労金の支給は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

## ②支給額

(i) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

・（訪問系サービス）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人20万円を支給

・（その他の支給対象施設・事業所）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該施設・事業所で勤務した職員 1人20万円を支給

※ 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

・ それ以外の職員 1人5万円を支給

(ii) (i) 以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 1人5万円を支給

### ③留意事項

今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和2年法第27号）に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。

## （2）障害福祉サービス事業所・施設等における感染対策徹底支援事業

（補助金名：障がい福祉サービス事業者等感染症防止対策事業費補助金（感染対策補助金））

障害福祉サービス等が、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行う。

### ①対象サービス

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等

### ②補助対象経費

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準単価の額は、別紙のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

## （3）障害福祉サービス再開に向けた支援事業

（補助金名：障がい福祉サービス利用再開アセスメント等支援事業費補助金（再開支援補助金））

障害児者やその家族の健康や生活を支える上で不可欠な在宅障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援を行う。

### ①在宅サービス事業所による利用者の再開支援への助成事業

#### （i）対象サービス

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下この①及び下記②において「在宅サービス事業所」という。）とする。

#### （ii）事業内容

（ア）計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確

認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。

(イ) 在宅サービス事業所における取組内容

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む。）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。

※1 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者とする。

※2 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。

※3 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたこととする。

※4 「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。

(ウ) 補助対象経費

補助対象事業、補助対象経費及び補助基準単価の額は、別紙のとおりとする。

ただし、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

(i) 対象サービス

在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所とする。

(ii) 事業内容

「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成する。

(iii) 補助対象経費

補助対象事業、補助対象経費及び補助基準単価の額は、別紙のとおりとする。

ただし、補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

3 補助率

10分の10

4 助成の手続

(1) 交付申請（交付要綱第5条、第6条及び第9条関係）

- ① 原則として、慰労金の支給対象となる職員（職員であった者を含む）を雇用する事業者及び補助対象事業を実施する事業者が、関連する障害福祉サービス事業所・施設等の申請を一括してとりまとめ、岐阜県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に対して行う。
- ② 国保連に登録されている口座番号が債権譲渡されている施設・事業所を運営する事業者、地域生活支援事業所を運営する事業者、適当な勘定科目がない等予算措置の関係から代理受領ができない国立・公立の施設・事業所を運営する事業者及び退職者等であって個人で慰労金を申請する者からの申請は、県に対して行う。
- ③ 交付申請書の様式は、①の場合は別記第1号様式のとおりとし、②のうち国保連に登録されている口座番号が債権譲渡されている施設・事業所を運営する事業者、地域生活支援事業所を運営する事業者及び適当な勘定科目がない等予算措置の関係から代理受領ができない国立・公立の施設・事業所を運営する事業者において慰労金以外について申請する場合は別記第2号様式のとおりとし、適当な勘定科目がない等予算措置の関係から代理受領ができない国立・公立の施設・事業所を運営する事業者が慰労金について申請する場合は別記第3号様式のとおりとし、慰労金の申請のみを行う個人の場合は別記第4号様式のとおりとする。
- ④ 交付申請書の提出期限は、別に定める。
- ⑤ 交付要綱第6条第2項の規定による通知は、別記第5号様式のとおりとする。
- ⑥ 交付要綱第9条第1項の規定による変更交付申請書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
- ⑦ 交付要綱第9条第2項の規定による通知は、別記第7号様式のとおりとする。

## (2) 交付手続（交付要綱第12条関係）

交付にあたっては、4（1）②の規定による県への申請を行う者は、交付要綱第6条第1項の交付決定後、別記第8号様式による補助金等交付請求書を提出しなければならない。ただし、慰労金の申請のみを行う個人の場合は、これを要さない。

## (3) 実績報告

- ① 交付要綱第10条の規定による実績報告書の様式は別記第9号様式とし、当該様式に定める書類を添付しなければならない。
- ② ①の規定にかかわらず、慰労金の申請のみを行う個人の場合は、実績報告を要さない。
- ③ 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（事業実施計画書に基づく支払が完了した日又は補助対象経費の支出額が補助上限額に達した日。交付要綱第5条の廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(4) 精算（交付要綱第11条関係）

- ① 交付要綱第11条の規定による額の確定の結果、その確定額が交付済額を下回る場合は、補助金等の交付の申請を行った者は、その余剰額を返還しなければならない。

(5) 財産の処分制限

- ① 2（2）及び2（3）②の補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保にしてはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和第40年大蔵省令15号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

ア 不動産及びその従物

イ 取得価格又は効用の価格が単価30万円以上の機械及び器具

ウ その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

- ② 知事は、補助事業者が①の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。